

避難所施設利用に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社かずさアカデミアパーク（以下「乙」という。）は、乙が管理するかずさアカデミアホールの一部を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」（以下「避難所等」という。）として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が避難所等として指定した乙の管理する施設の一部の利用について、必要な事項を定める。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（指定避難所の開設）

第3条 甲は、地震、風水害その他の災害及び危機事案が発生または発生するおそれがあり、指定避難所を開設する必要性が生じた場合は、甲乙が別途協議して定めた場所に指定避難所を開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、第3条に基づき指定避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を指定避難所開設通知書（様式第1号）で通知するものとする。

2 甲は、指定避難所の開設に緊急を要するときは、施設の安全が確認され次第、乙に連絡の上、前項の通知をせずに施設を指定避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は開設後速やかに前項の通知をするものとする。

3 乙は、甲が施設に指定避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けて指定避難所を開設する場合は、速やかに甲の職員を派遣するとともに、第1項の通知をするものとする。

（指定避難所の管理運営）

第5条 指定避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。

3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

4 乙は、指定避難所の運営管理について甲に協力するものとする。

(避難所運営委員会)

第6条 乙は、指定避難所の存する地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、甲から派遣される避難所担当職員等で構成される避難所運営委員会の構成員となるものとする。

2 避難所運営委員会による指定避難所の開設及び運営に関する事項は、避難所運営委員会で別途協議し決定するものとする。

(費用負担)

第7条 甲が行う指定避難所の管理運営等に係る費用のうち次に掲げるものは、合理的に認められる範囲で甲が負担することとし、支払い時期等を含め、甲乙協議により決定するものとする。

(1) 指定避難所の運営に要する経費のうち光熱水費

(2) 指定避難所の運営に起因し、対象施設で行う事業を中断し又は中止されることにより利用料金等に減収が生じた場合の補償

(3) 指定避難所として使用の際、対象施設及び付属物などに損壊が生じた場合の復旧費用

(4) 指定避難所の開設期間終了後、対象施設で本来業務を再開するために必要な原状回復に要する経費

2 前項各号に定めるもののほか、費用負担が必要と認められるものについては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項及び第2項の規定については、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(補償等)

第8条 本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により対処する。

(指定避難所の閉鎖)

第9条 乙の事業再開が見込まれる場合、甲は、乙及び避難所運営委員会と、避難スペースの縮小または他避難所へ避難者を移送するなどの協議を行い、可能な限り早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、指定避難所を閉鎖する場合は、乙に指定避難所閉鎖通知書（様式第2号）を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引

き渡すものとする。

(避難所開設・運営訓練等)

第10条 甲又は避難所運営委員会が実施する避難所開設・運営訓練等について、乙は、事業に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

(施設の重要な変更)

第12条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止または改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届け出るものとする。

(協定の解除)

第13条 乙の管理する施設が、避難所等として機能しない状態になった場合は、この協定を解除することができる。

(協議等)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年9月17日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市かずさ鎌足二丁目3番9号
株式会社かずさアカデミアパーク
代表取締役社長 後藤 建二

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

木更津市長

指定避難所開設通知書

避難所施設利用に関する協定書第 4 条第 1 項の規定により、指定避難所として下記のとおり開設することを通知します。

記

1 開設日時

年 月 日 時から

2 使用施設

3 利用人数

名

4 その他

5 連絡先

所属：

担当：

電話：

様式第2号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

木更津市長

指定避難所閉鎖通知書

避難所施設利用に関する協定書第9条第2項の規定により、指定避難所の利用について下記のとおり閉鎖します。

なお協定書に基づき、施設を現状に復帰し、引き渡します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時

年 月 日 時まで

5 連絡先

所属：

担当：

電話：